

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する 法律施行令案に関する意見募集について

平成31年1月30日

経済産業省

国土交通省

経済産業省及び国土交通省では、別紙のとおり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令案」の制定を検討しています。

つきましては、下記の要領にて国民の皆様から本案に対するご意見を募集致します。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令案」

2. 資料入手法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び国土交通省港湾局海洋・環境課において資料を配布します。

3. 意見公募期間

平成31年1月30日（水）から平成31年2月28日（木）まで※必着

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

①電子メール

hqt-kouwanpubliccomment@gxb.mlit.go.jp

国土交通省港湾局海洋・環境課 意見募集担当宛

②FAX

03-5253-1653（FAX専用）

国土交通省港湾局海洋・環境課 意見募集担当宛

③郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省港湾局海洋・環境課 意見募集担当宛

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 意見
募集担当宛

電話番号 03-3501-4031

国土交通省港湾局海洋・環境課 意見募集担当宛

電話番号 03-5253-8684